

## 第14回戸籍システム検討ワーキンググループ 議事要旨

- 1 日時：平成28年9月30日（金）15：59～18：03
- 2 場所：法務省民事局会議室
- 3 出席者：安達座長，遠藤委員，折笠委員，酒井委員，高柳委員，中村委員，名越委員，成田委員，穂積委員，内閣官房社会保障改革担当室森事務官，鷺崎委員
- 4 概要：法務省から，配布資料に関する説明を行った後，自由討論が行われ，大要，以下のような指摘等がされた。

### 【連携する情報の内容に係る検討等について（3）】

- 戸籍に関する国民の意識調査について
  - ・ 戸籍に関する国民の意識調査の結果を踏まえた上で，戸籍情報の連携の在り方を検討する必要があるが，旅券関係手続等について戸籍証明書に対するニーズがあると認められることから，連携する情報の検討対象とする必要がある。
  - ・ 戸籍に関する国民の理解は，まちまちと思われる点もあることから，これを踏まえた上で，戸籍に関する国民の調査結果について，分析をする必要があるのではないか。
- マイナンバー連携について
  - ・ マイナンバー連携に当たっては，連携に必要な情報が現在の戸籍情報であったとしても，連携に必要な情報の一部が画像データや紙の戸籍に存在している場合も想定され，その際には連携が困難となることから，この点を踏まえた検討が必要である。
  - ・ マイナンバー連携に必要な情報のうち，現在の戸籍システムにおいてデータとして保有していない情報もあることから，それらの情報についてマイナンバー連携をする場合には，情報の連携が可能のように，データを加工する必要がある。
  - ・ 上記のデータの加工に当たっては，マイナンバー連携の効果を算出した上で，費用対効果を検討する必要があるのではないか。
- 新システムへの移行について
  - ・ 現在の戸籍情報システムから一元化された新システムへの移行に当たっては，データの移行に係るコストのうち，データの提供費用等の試算が非常に困難であり，データの移行作業も長期間を要すると考えられることから，仮にシステムの一元化を目指すとしても，段階的にシステムを集約することを検討する必要があるのではないか。
  - ・ 現在の戸籍情報システムにおいては，保有するデータの持ち方がまちまちであることから，システムを集約化するに当たっては，戸籍情報システムの標準仕様書等によって，一定の統一化を図ることも検討する必要があるのではないか。

以上